

## 平成21年度第1回印西市地域公共交通会議及び 第1回印西市地域公共交通活性化協議会 会議録

- 1 開催日時 平成22年3月4日（木） 午後2時から
- 2 開催場所 印西市文化ホール 大会議室
- 3 出席者 大瀧洋会長、遠藤和孝委員、戸村静夫委員  
上條公司委員、根本久子委員、津留崎隆史委員  
佐藤信之委員、瀬戸雅一委員、日比生則子委員  
石塚智朗委員、成田斉委員、徳島文男委員  
鈴木晃一氏（木村節委員の代理）
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 企画政策課 浅倉課長、酒井室長、飯島主査補
- 6 傍聴者 0名
- 7 議題

### ① 報告事項

- (1) ふれあいバスの運行状況について
- (2) 印西市地域公共交通活性化協議会設立の経緯について

### ② 協議事項

- (1) 印西市地域公共交通活性化協議会の規約について
- (2) 会長及び副会長、監査委員の選出について
- (3) 各種規程について
- (4) 平成22年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請について

### ③ その他

(事務局進行)

本日は、たいへんお忙しいところ、平成21年度第1回印西市地域公共交通会議及び第1回印西市地域公共交通活性化協議会に出席いただき、ありがとうございます。

申し遅れましたが、本日の進行をつとめさせていただきます印西市企画財政部企画政策課交通政策室の酒井と申します。

さて、本日の会議ですが、印西市地域公共交通会議と印西市地域公共交通活性化協議会の2つの会議を同時開催させていただいております。

本日会議の趣旨としては、印西市地域公共交通活性化協議会を設立するものでございますが、当協議会の委員については、既に設置されている印西市地域公共交通会議委員の皆様で構成させていただくことから、印西市地域公共交通会議を合わせて開催させていただいております。

それでは、改めて平成21年度第1回印西市地域公共交通会議及び第1回印西市地域公共交通活性化協議会を始めさせていただきます。

なお、会議の開催については、「印西市市民参加条例」第11条第4項及び「市民参加条例施行規則第11条第1項」の規定に基づき、本会議は公開とさせていただきたいと思っております。

初めに、山崎市長よりごあいさつを申し上げます。

〈市長あいさつ〉

(事務局進行)

つづきまして、委員の皆さま方に委嘱状を交付させていただきたいと思っております。

委嘱状については、今回委員をお願いする地域公共交通活性化協議会委員の委嘱状の他に、昨年7月に既に委員をお願いしている地域公共交通会議委員の委嘱状もあわせて交付させていただきます。

なお、印西市地域公共交通会議の任期については、昨年7月から2年間の平成23年7月26日までとなります。

また、印西市地域公共交通活性化協議会委員の任期については、本日から、印西市地域公共交通会議の任期と同じ平成23年7月26日までとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

市長が委員の皆さま方の各お席に参りますので、委嘱状を受領ください。

〈市長が各委員に委嘱状を交付する〉

（事務局進行）

ただいま、委員の皆さまに、印西市地域公共交通会議委員及び印西市地域公共交通活性化協議会委員の委嘱をさせていただきました。

なお、印西市地域公共交通会議の会長については、印西市地域公共交通会議設置要綱第4条第1項の規定により、市長の指名する者がこれに当たるとされておりますので、市長より、会長の指名をお願いします。

（市長）

それでは、会長を指名させていただきます。  
会長に、大瀧印西市企画財政部長を指名するので、よろしく願います。

（企画財政部長）

はい、わかりました。

（事務局進行）

申し訳ございませんが、市長は公務都合により、ここで退席させていただきます。

〈市長が退席〉

（事務局進行）

それでは、事務局から委員の皆さま方をご紹介します。

（各委員の紹介）

（事務局進行）

つづきまして、事務局を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

(事務局進行)

つづきまして、報告事項(1)「ふれあいバスの運行状況」について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料により、報告事項(1)について説明する。

(事務局進行)

ただいま事務局より説明がありましたが、質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。

(委員)

市民から、ふれあいバスに関する要望や提案は、どのようなものが寄せられているか。

(事務局)

ふれあいバスの現状については、利用者が増加していることもあり、運行ダイヤが遅れ気味となっている。このようなことから、運行上の安全性を確保する観点から、昨年7月に運行ダイヤ等の見直しを行った。運行ダイヤの変更後、ふれあいバスに関する主だった要望は寄せられていないのが現状である。

各町内会からは、ルートの変更に関する提案やもう少し朝早い便や夕方遅い便の運行について要望がある。

運行ダイヤの改正後は、ふれあいバスに関する市民の意見や要望は少ないため、現行の運行ダイヤとルートを尊重したいと考えているが、一方で、今後の見直し等、どうしていくかについて検討しているところである。

(委員)

市内バスには、ふれあいバスの他に民間の路線バスもある。乗り継ぎ検索システムをふれあいバスだけに限定するのはもったいない気がする。市内路線バスの運営は厳しい状況であるし、ふれあいバスと民間バスのネットワークが構築され、利便性が図れればと考えるが、民間の路線バスとふれあいバスとの乗り継ぎ検索システムを構築する予定はあるのか。

(事務局)

乗り継ぎ検索システムの次のステップとしては、民間バスの検索システムの構築を考えている。

このたびは、システムの構築に予想以上の時間を要したため、現状としては開発途上の段階のものとして公開させていただいている。

今後、引き続き東京電機大学様にご協力いただき、民間のバス路線との乗り換え検索システムについても構築する等、更に充実させていきたいと考えている。

(事務局進行)

その他質問等はありませんか。特に無いようですので、続いて報告事項(2)「印西市地域公共交通活性化協議会設立の経緯について」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

資料により、報告事項(2)について説明する。

(事務局進行)

ただいま事務局より説明がありましたが、質問等がございましたらお願いいたします。

(委員)

この協議会で議論する事項は、ふれあいバスと民間の路線バスに限ることによいか。

(事務局)

本協議会において議論の中心となるのは、ふれあいバスと路線バスに関することであるが、タクシー事業やデマンド交通に関することも議論の対象となる。鉄道に関する議論の必要性があれば、鉄道事業者を委員に加えて協議することは可能である。

(委員)

北総線の高運賃問題について、先般、県及び沿線自治体、鉄道事業者間において運賃値下げにかかる合意がなされた。合意の前提として利用促進協議会を設置する旨の規定があるが、この協議会とは別にその議論の場があるということか。

(事務局)

北総線の高運賃問題の是正に向けては、これまで印西市を中心に鉄道事業者に要望活動を行っていた。

このような中、7月17日の成田スカイアクセス開業時に合わせて、北総線の普通運賃5%弱、通学定期25%等の運賃値下げを実施する旨、県及び沿線自治体、鉄道事業者間において合意がなされた。

合意事項の達成のために、「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」に基づく活性化協議会の設立に関する合意もなされている。

本協議会は「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく法定協議会であり、設立の目的は、印西市におけるコミュニティバスを中心とした地域公共交通の充実・整備にかかる基本計画を策定することである。

北総線の高運賃問題に係る法定協議会を設立するのであれば、構成メンバーは、北総線沿線自治体や県等で構成される協議会になるものと考えている。

北総線運賃問題にかかる法定協議会の設立については、当市から再三にわたって県に申し入れているが、県では、現在その準備を進めているところであり、現在、市ではその動向を見守っている。

(委員)

地域公共交通活性化協議会は、コミュニティバスに関する協議を行う協議会として理解してよいと考えるが、もっと大きい視点から、住民の足を守ることにについて議論するような協議会として展開していくほうがより充実したものとなるのではないか。

たとえば、自家用車・自転車等が普及する中で地域公共交通をどのような位置づけとしてとらえるか、という視点の検討である。

(事務局進行)

つづきまして、協議事項(1)「印西市地域公共交通活性化協議会の規約について」について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料により、協議事項(1)について説明する。

(事務局進行)

ただいま事務局より説明がありましたが、意見等がございましたらよろしくをお願いします。

(委員)

協議会規約第7条の(4)は、「一般旅客自動車運送事業者の…」ではなく、「一般乗合旅客自動車運送事業者の…」ではないか。

また、同条(2)における一般乗合旅客自動車運送事業者とは、乗合バスのことか。

(事務局)

同条文における「一般旅客自動車運送事業者」とは、同条(2)における「一般乗合旅客自動車運送事業者」と同条(3)「一般乗用旅客自動車運送事業者」をあわせたものを意味しており、「一般旅客自動車運送業者」という表現で正しい。また、同条(2)における「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、乗合バスのことである。

(委員)

第2条の事務所の設置規定と第12条の事務局の設置規定が似ているが、この規定は、協議会規約のモデル事例を参考に作成しているか。

また、分科会にかかる規定については、今後活性化協議会において諮るのか。

(事務局)

規約の作成にあたっては、関東運輸局の指導をいただいております、協議会規約のモデルと参考にしました。同規約第2条のような事務所の設置規定についても協議会規約のモデルに盛り込まれていたため、同規定をおいた。

また、分科会にかかる規定については、必要なときに委員の皆様にお諮りする予定である。

(事務局進行)

その他ご意見等はございませんか。無いようでしたら、本協議会規約に同意いただくことに、ご異議はございませんか。

(委員)

異議なし。

(事務局進行)

異議なしとさせていただきます。よって、協議会規約は承認されました。それでは、規約が承認されましたので、規約第5条に従い会長を選任させていただきます。

会長につきましては、委員の中から互選により定めるとされています。ご意見などがございましたらお願いいたします。

(委員)

会長については、現在の地域公共交通会議の会長である大瀧委員を推薦したい。



(事務局進行)

大瀧委員を会長に推薦したいというご意見が出されましたが、いかがでしょうか。

(委員)

異議なし。

(事務局進行)

異議なしとさせていただきます。それでは大瀧委員に会長をお願いいたします。それでは、ごあいさつをお願いいたします。

(会長あいさつ)

(事務局進行)

ありがとうございました。

それでは、以後の進行につきましては、当協議会規約第9条第1項により大瀧会長をお願いいたします。

(会長)

それでは、協議事項(2)にある副会長、監査委員の選出ですが、副会長及び監査委員については、規約第6条、規約第14条の規定により、会長が指名することとなっているので、私から指名させていただく。副会長については、上條委員にお願いする。監査委員については、根本委員と瀬戸委員にお願いする。役員の皆さま、よろしくお願いする。

(会長)

続いて、協議事項(3)「各種規程について」に議題を移す。事務局の説明をお願いする。

(事務局)

資料により、協議事項(3)について説明する。

(会長)

ただいま事務局より説明があったが、意見等があったらよろしく願いしたい。

※特に意見なし

(会長)

各種規程については、すべて承認いただくということで異議ないか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしとさせていただく。各種規程は承認された。

なお、ただ今承認していただいた協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、会長が議事録確認者を指名することとなっているので、本日の議事録確認者として、遠藤委員を指名する。

(会長)

引き続き、協議事項(4)「平成22年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請について」の議題に移す。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

資料により、協議事項(4)について説明する。

(会長)

ただいま事務局より説明があったが、意見等があったらお願いしたい。

(委員)

これまで、基本的にバス交通を中心とした調査を行っていくと説明を聞いているが、現状調査、需要調査の中で、もっと大きな枠組みで調査

した方がいいのではないか。

例えば、駅までの徒歩人口や自転車人口等を含め、現状どのような流動があるのかをまず一番に調査する必要があるのではないか。

その中で、バスのシェアや重要性を見極めていくべきではないか。

調査の実施内容については、協議会の委員から出された意見等をふまえて、修正していくものか。

(事務局)

現在案を示しているので、委員の皆さまからの意見等があったら、微調整していきたいと考えている。

また、実際に調査実施の前には、本協議会の中で、調査項目等について、承認いただいた後に実施してまいりたいと考えている。

(会長)

申請書(案)には、バス利用者ヒアリング調査とあるが、実際に調査する段階においては、もう少し幅広く実施できると考えてよいか。

(事務局)

そのとおりである。

(委員)

申請書内にある「当該地域の公共交通の概況・問題点」の記載内容について申し上げる。

コミュニティバスについては、運行エリアや事業費は拡大し、行政負担は大きく膨らんでいると記載されているが、先程の「ふれあいバスの運行状況」に関する説明では、利用者は増加しているが、委託費は減少しているのので、データの整合性を図っていただきたい。

それと、平成22年度には、都心と成田空港を結ぶ新たな鉄道路線が開業する。新たな大きな鉄道路線の開通に伴い、バス利用者の状況が変化するのであれば、それも視野に入れた調査が必要になるのではないか。地域交通というのは、鉄道駅で下車した方がバスを利用するケースが多いので、そういった印西市の状況を取り巻く地域公共交通の変化について

でも触れておくと、国費を使って連携計画を策定する理由のひとつになるのではないかと思う。

また、申請書内に合併に伴い「コミュニティバスに代わる新交通システム導入についても検討する」との記載内容を「広域化した市域における公平な地域公共交通サービスの平準化が求められている」に変更した方がいいのではないか。

調査内容について、現在の地域公共交通の姿を見た市民に対する調査を想定していると思うが、新たな公共交通システムに対するアンケートをやってみたらどうか。

市民に対して、新たな公共交通システムをイメージさせるのが難しい中で、どのように需要調査を行うのかは検討する必要があると思うが、コミュニティバスに変わる新たな公共交通サービスを示すことが可能であれば、市民のニーズが分かるのではないかと思うので、アンケートを実施する際は、このようなことも検討していただきたい。

これは質問になるが、アンケート調査の対象者は3,000人となっているが、この人数の根拠はどういうものか。

例えば、コミバスを運行していないいわゆる交通空白地域の人口に対する一定のサンプル率としているのか。それとも全体の人口に対するある割合として定めたのか。

(事務局)

アンケート調査の対象者数の3,000人については、人口等に対する割合を計算して算出したのではなく、当市と同規模の自治体が行っている調査事例を参考としている。

(事務局)

印西市の総合計画策定のための市民アンケート調査、市民満足度調査におけるアンケート対象者は3,000人となっており、このたびの調査対象もそれと同規模ということで実施したいと考えている。

(会長)

他に質問等はないか。

(会長)

質問等はないようだが、連携計画の申請書の内容については、若干の精査、修正はあるかと思うが、基本的に今回示した案の内容で、国へ申請することについて、異議ないか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認める。それでは、若干の修正はあると思うが、基本的に今回示した案の内容で、国へ申請させていただく。

以上で、本日の議事は終了した。ありがとうございました。  
続いて、次第7のその他だが、事務局から何かあるか。

(事務局)

当市は、平成22年3月23日に印旛村と本埜村と合併するが、合併後において、本協議会のメンバーについては、新印西市域となる印旛村と本埜村に所在する交通事業者、地域代表の市民を新たに委員に加わっていただきたいと考えている。

また、次回の協議会の開会時期については、合併等で色々あると思うが、4月半ばぐらいには新たなメンバーを加えた形で開催できればと考えている。

(委員)

新たな委員を加える予定だそうだが、他の法定協議会の事例を見ると、協議会の議決については、多数決となっていることから、委員の数がたくさんいれば、委員の意見が実現できると勘違いされ、地域から多くの委員を入れることを希望される場合がある。

そういう意味でも、事前に、現在の委員に対して、新たな委員のメンバーや人数を事前に説明しておいた方がいいのではないか。

(事務局)

まだ、交通事業者には説明していない。  
市民代表の委員については、印旛村と本埜村から各1名ずつ追加できないか考えている。

(会長)

他に意見等はないか。なければ、ここで議長の任をおろさせていただく。ありがとうございました。

(事務局進行)

それでは、本日予定しておりましたすべての案件が終了いたしました。以上をもちまして、「平成21年度第1回印西市地域公共交通会議及び第1回印西市地域公共交通活性化協議会」を終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。

※配布資料

- 資料1 ふれあいバスの運行状況
- 資料2 印西市地域公共交通総合連携計画の策定に向けて
- 資料3 印西市地域公共交通活性化協議会規約(案)
- 資料4-1 印西市地域公共交通活性化協議会会議運営規程(案)
- 資料4-2 印西市地域公共交通活性化協議会財務規程(案)
- 資料4-3 印西市地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)
- 資料5 平成22年度地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請書(案)